



カゼハレ
子ども応援クラブ主宰
かぜはれ しょうた
風晴 翔太さん
PROFILE
青森市に生まれ、高校卒業後に北海道内の大学に進学。教員免許を取得し、小学校教諭として弘前で社会人の第一歩を踏み出す。のちに退職し、現在はNPO法人あおりIT活用サポートセンターのスタッフを務めるかたわら、カゼハレ子ども応援クラブを主宰。



生まれた土地に
根を張って
「できる」を増やしたい

「大学卒業後、地元に戻った理由は？」
風晴 教師という職業は働く場所を問いません。都会のイメージである「きらびやかさ」にあまり憧れがなかったこともあり、それならばやはり自分が生まれた土地で働く方がいいと思いついて、青森県の教員採用試験を受けました。弘前市内の小学校で約二年間勤務



カゼハレ子ども応援クラブは、「子どもたちのやりたいを引き出す、できるを増やす」ことを目的に週に2回、体づくりの基礎となるプログラムを提供するスポーツ教室。モットーは「遊びながら楽しく鍛える」。子どもたちの「楽しかった」「また来るね」が風晴さんのやりがいになっている。

「人生の転機、ご両親には相談した？」
風晴 教員採用試験を受ける時は、青森にいる両親からの情報が入りませんでした。よく相談していましたが、退職の時はなかなか言い出せませんでした。反対されるとわかっていましたから。結局は自分で結論を出してから伝えましたが、やはり納得はしていなかったように思います。ですが一緒に暮らしているうちに生活の充実ぶりが伝わったのか、今では私の挑戦を応援してくれています。

「青森は挑戦できる場所？」
風晴 学校を退職後の半年間で、自分自身のさまざまな可能性を探りました。今はどこにいても誰とでもつながる時代です。オンラインサロンでつながった人たちと比べて、自分の世界観が狭いことを痛感したこともありましたが、刺激を受けたことで新たな一歩を踏み出すきっかけにもなりました。もともと子どもが好きで教師になったこともあり、子どもと触れ合いながら健やかな成長を手助けできればと「カゼハレ子ども応援クラブ」を立ち上げました。それから一年、活動拠点を構えることができたのも、入会者が増えていったのも、知り合いからの紹介や口コミがあったお陰です。これは地元だからこそだと思っています。これからは青森で自分のできることを増やしていきたいと考えています。



ミニ特集1

青森県パートナーシップ宣誓制度

県では、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指して、令和4年2月に「青森県パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行って県に宣誓書を提出し、県がお二人の宣誓を証明する受領証を交付する制度です。
※法律上の婚姻とは異なり、法律に基づく権利や義務は発生しないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。

- 【宣誓はいつでもできますか?】**
事前予約が必要です。宣誓希望日の1週間前までに電話やメールなどで希望日(第3希望まで)をお知らせください。
- 【プライバシーは守られますか?】**
プライバシー保護の観点から、宣誓は個室スペースで行うこととしています。
- 【費用はかかりますか?】**
宣誓制度の利用や受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料は自己負担となります。
- 【宣誓後に利用できるようになる行政サービスなどはありますか?】**
受領証を提示することで、県の一部の行政サービスを利用できるようになります。詳細は県庁ホームページでご確認ください。

パートナーシップ宣誓 事前予約・問い合わせ
青少年・男女共同参画課
【住所】青森市長島1-1-1 県庁北棟7階
【受付時間】平日8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)
【電話】017-734-9228 【FAX】017-734-8050 【メール】partnership@pref.aomori.lg.jp

制度の詳細は [青森県パートナーシップ宣誓制度](#) 検索
青少年・男女共同参画課 ☎017-734-9228

ミニ特集2

ご存じですか?青森県のがん検診ガイドライン

青森県のがん死亡率は年々改善しているものの、17年連続で全国ワーストの状況です。がんの死亡率を改善するためには、早期発見、早期治療が重要です。(例:胃がんはステージIでの発見・治療による5年相対生存率が約99%)

県では、令和4年3月に、適切ながん検診事業を進めるためのガイドラインとなる「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」を策定しました。

県民の皆さま、がんによる死亡リスクを減らすため、次の2ステップの行動を心がけましょう。

STEP1 「科学的根拠に基づくがん検診※」を継続して受診する

※国内外の複数の極めて信頼性の高い研究結果から、検診による死亡率減少効果(利益)が明らかであり、偽陽性や過剰診断などががん検診の実施に伴う不利益が、利益よりも十分に小さいことが確認されている検診

検診の種類	対象年齢(性別)	受診間隔
子宮頸がん検診	20歳以上(女)	2年に1回
乳がん検診	40歳以上(女)	2年に1回
大腸がん検診	40歳以上(男女)	毎年
胃がん検診(次のいずれか) ・X線検査 ・内視鏡検査	50歳以上(男女) ※X線検査は当分の間、 40歳以上も可	2年に1回 ※X線検査は当分の間、 毎年可
肺がん検診	40歳以上(男女)	毎年

STEP2 検診の結果「要精検(要精密検査)」と判定された場合は、必ず精密検査を受診する

この2ステップの行動によって一人ひとりのがん死亡リスクを低減することが、青森県のがん死亡率の改善につながります。



詳しくは [青森 がん要綱](#) 検索
がん・生活習慣病対策課 ☎017-734-9216